| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち八頭郡のうち若桜町 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち八頭郡のうち智頭町 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十六キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三十四キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち八頭郡のうち智頭町 | 同時に給油することができる自動車の数が九以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十六キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三十四キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち東伯郡のうち湯梨浜町 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち東伯郡のうち湯梨浜町 | 同時に給油することができる自動車の数が十八以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 |

に、

| | |
|---|---|
| | 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち東伯郡のうち琴浦町 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十三キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち東伯郡のうち琴浦町 | 同時に給油することができる自動車の数が十以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十三キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち西伯郡のうち伯耆町 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を

| | |
|---|---|
| 鳥取県のうち西伯郡のうち伯耆町 | 同時に給油することができる自動車の数が十二以上 |
| | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

に、